

新型コロナウイルス感染症について

令和5年5月2日発行

感染症法上の取り扱いが変わります

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「**5類感染症**」（季節性インフルエンザと同様の取り扱い）になります。

主な変更点は次のとおりです。

<基本的な感染対策>

マスク着用	着用が推奨される場面(※)を除き、個人の判断に委ねる。 ※①医療機関受診時 ②高齢者等重症化リスクが高い方が入院・生活する病院や施設等への訪問時
手洗い等の手指衛生・換気	一律に求めることはしないが、基本的感染対策として、引き続き有効。
「三密」の回避 人との距離の確保	一律に求めることはしないが、流行期において高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や混雑した場所を避けるなどが有効。(避けられない場合は、マスク着用が有効。)

<医療費等の公費負担>

検査や陽性判明後の入院、外来診療などに係る費用は通常の保険診療の自己負担となります。

ただし、急激な負担増とならないよう、一部の高額な治療薬等は、9月末日まで公費負担となる場合があります。

<なくなること>

- 同居家族（濃厚接触者）の外出自粛要請
- 北海道陽性者登録センター
- 北海道コロナ検査無料化事業、雄武町コロナ検査費助成事業、雄武町検査キット配布事業
- 雄武町自宅療養者等支援事業（支援品支給事業・住居確保事業・移送事業）
- 保健所への発生届（保健所による陽性者の健康観察）

～相談先～

「症状が悪化」したときは

《かかりつけ医や診断を受けた医療機関》

雄武町国民健康保険病院 84-2517

山口クリニック 84-2776

※診療時間は医療機関によって異なりますのでご注意ください。

「対応に悩む」ときは

《北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター》

0120-501-507（24時間）

《雄武町役場 新型コロナウイルス感染症対策室》

84-2023（平日 8:30～17:00）

これからの感染対策

～アフターコロナとして～

－基本的な感染対策－

個人の選択を尊重し、皆さんの自主的な取り組みが基本となります。
日常の体調管理に留意し、体調不良時は十分な休養をとりましょう。

－準備しておくよいもの－

- 新型コロナウイルス抗原定性検査キット（「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示されているもの）
- 薬（常用している薬、解熱鎮痛剤等）
- 体温計
- 冷やすもの（氷枕、水枕など）
- 食料品（4～5日分）
※乳幼児用の粉ミルクや離乳食、高齢者用の食事、喉が痛くても食べやすいもの、飲み物などを必要に応じて備えておきましょう。
- 生活必需品 など

陽性が判明したら

－外出を控えることが推奨される期間－

発症日を0日目として5日間かつ症状軽快から24時間経過するまで、外出等は必要最小限とし、安静に過ごすことをお勧めします。
また、10日間経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨しています。

（一律に外出の自粛を要請するものではありません。）

予防接種について

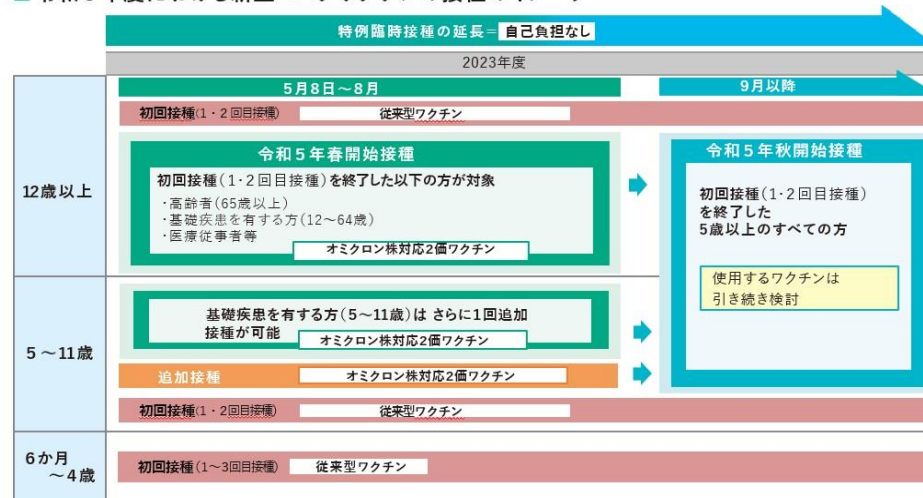
本町では、5月15日（月）から65歳以上の高齢者や5歳から64歳の基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に「令和5年春開始接種」を実施します。

対象となった65歳以上の高齢者には、これまでの接種履歴を参考に、順次、接種券や意向確認のハガキ等の送付を進めていきます。

5歳から64歳で基礎疾患のある方は、事前に申し込みが必要となりますので、接種を希望される場合は、下記までご連絡ください

（参考）

令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



<問い合わせ先>

雄武町コロナワクチンコールセンター 0120-006-326
(新型コロナウイルス感染症対策室 予防接種係)

※新型コロナウイルス感染症についての最新情報は、
北海道のホームページをご確認ください。

